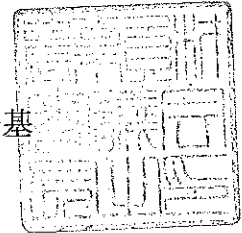


27資審第24号

平成27年12月22日

農林水産大臣 森山 裕 殿

農業資材審議会長 山本 廣基



組換え DNA 技術応用飼料の安全性に関する確認に係る諮問について（答申）

平成27年4月23日付け27消安第516号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

次に掲げる組換え DNA 技術応用飼料について、安全性に問題がないとすることは
適当と認める。

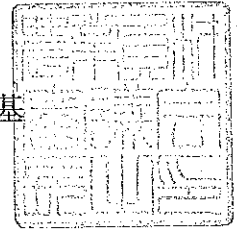
コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87411 系統

27資審第25号

平成27年12月22日

農林水産大臣 森山 裕 殿

農業資材審議会長 山本 廣基



飼料の規格の改正に関する諮問について（答申）

平成27年12月18日付け27消安第4810号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

家畜等を対象とする飼料にイノシシに由来するたん白質を含むことができる場合の成分規格・基準について、別記のとおり措置することは適当と認める。

家畜等の飼料としてイノシシを豚と同等に使用できるものとみなして、次に掲げる「豚」に由来するたん白質を「豚（イノシシを含む。）」に由来するたん白質とすること

(1) 豚、鶏又はうずら、養殖水産動物及び蜜蜂を対象とする、豚若しくは馬に由来する血粉又は血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの

(2) 豚、鶏又はうずら及び養殖水産動物を対象とする、

① 豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの

② 豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉又は血しょうたん白であつて、豚及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの

(3) 養殖水産動物を対象とする、

① 牛、豚、馬若しくは家きんに由来する血粉又は血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの

② 牛、豚若しくは家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの